

旅行業法及びこれに基づく命令

第1問 以下の問1.～問25.の各設問について該当するものを、それぞれの選択肢から選びなさい。

(配点 4点×25)

問1. 次の記述のうち、法第1条(目的)に定められていないものはどれか。

- a. 旅行の安全の確保
- b. 旅行業務に関する取引の公正の維持
- c. 旅行業等を営む者の組織する団体の利便の増進
- d. 旅行業等を営む者についての登録制度の実施

問2. 次の行為を報酬を得て事業として行う場合に、旅行業の登録を受けなければならないものはどれか。

- a. 観光案内所が、旅行者から手数料を収受して、宿泊施設を紹介して予約を受け付ける行為
- b. ホテル業者が、自ら経営するホテルの宿泊プランを、インターネットを使用して販売する行為
- c. 旅行業者の依頼を受けて、旅行業者のために、海外のバス、ホテル等を手配する行為
- d. コンビニエンスストアが、テーマパークや博覧会などの入場券を販売する行為

問3. 登録事項の変更に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者等は、その営業所の所長について変更があったときは、所定の期間内に登録行政庁に変更の届出をしなければならない。
- b. 旅行業者等は、法人である場合、その資本金について変更があったときは、所定の期間内に登録行政庁に変更の届出をしなければならない。
- c. 旅行業者等は、営業所の名称が変更になった場合は、所定の期間内に登録行政庁に変更の届出をしなければならない。
- d. 第2種旅行業者が、主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にするとき。)の届出をしようとするときは、変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

問4．次の記述のうち、旅行業等の登録の拒否事由に該当しないものはどれか。

- a．法人であって、その役員のうちに申請前5年以内に道路交通法に違反して、罰金刑に処せられた者があるもの
- b．旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が第1種旅行業者と第2種旅行業者の2であるもの
- c．第3種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が250万円であるもの
- d．法人であって、その役員のうちに申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者があるもの

問5．登録業務範囲に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

(いずれも一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者を旅行業務取扱主任者として選任しているものとする。)

(ア) 第1種旅行業者は、本邦外の主催旅行を実施することはできるが、本邦内の主催旅行を実施することはできない。

(イ) 第2種旅行業者は、本邦内の主催旅行を実施することはできるが、本邦外の主催旅行を実施することはできない。

(ウ) 第3種旅行業者は、本邦内の旅行については、主催旅行の実施以外の旅行業務を取り扱うことができるが、本邦外の旅行についての旅行業務は一切取り扱うことはできない。

(エ) 旅行業者代理業者については、登録業務範囲に関して定められていない。

- a．(ア)(ウ) b．(ア)(エ) c．(イ)(ウ) d．(イ)(エ)

問6．営業保証金制度に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

(ア) 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が規定する額に不足することになるときは、その不足額を毎事業年度終了の日の翌日から100日以内に追加して供託しなければならない。

(イ) 旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を国土交通大臣に報告しなければならない。

(ウ) 旅行業者代理業者は、その所属旅行業者が営業保証金を供託すれば、直ちにその事業を開始することができる。

- a．(ア)(イ) b．(ア)(ウ) c．(イ)(ウ) d．(ア)(イ)(ウ)

問 7 . 次の記述のうち、旅行業務取扱主任者が管理及び監督しなければならない事務（職務）として定められていないものはどれか。

- a . 広告の実施
- b . 個人情報の管理
- c . 旅行に関する苦情の処理
- d . 法第12条の 5 の規定による書面の交付

問 8 . 旅行業務取扱主任者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

（旅行業務取扱主任者は、いずれも法第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの一に該当しない者とする。）

- a . 旅行業務取扱主任者は、他の営業所の旅行業務取扱主任者となることができない。
- b . 旅行者等は、旅行業務を取り扱う者が 1 人である営業所においても、旅行業務取扱主任者を選任しなければならない。
- c . 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者のすべてが欠けたときは、新たに旅行業務取扱主任者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を締結してはならない。
- d . 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、旅行業務取扱主任者となることができるのは、国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者に限られる。

問 9 . 旅行業務の取扱いの料金（主催旅行に係るものを除く。）に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。
- b . 旅行者代理業者は、その営業所において、所属旅行者の定めた旅行業務の取扱いの料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- c . 旅行者は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- d . 旅行者は、旅行業務の取扱いの料金の額を変更したときは、遅滞なく登録行政庁に届け出なければならない。

問10．旅行業約款に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a．国土交通大臣が標準旅行業約款を定めて公示した場合において、旅行業者代理業者が標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その約款は認可を受けたものとみなされる。
- b．旅行業者がその旅行業約款に掲げた所属する旅行業協会の名称を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- c．旅行業者が現に認可を受けている旅行業約款について、契約の解除に関する事項を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- d．旅行業者が、国土交通大臣が定めて公示した標準旅行業約款よりも旅行者にとって有利な内容の旅行業約款を定めた場合、その約款については登録行政庁の認可を受けることを要しない。

問11．取引条件の説明書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行業者は、旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、旅行者が旅行業者に支払うべき対価及びその收受方法について書面に記載しなければならない。
- b．旅行業者等は、主催旅行契約以外の旅行業務（旅行に関する相談に応ずる行為を除く。）に関する契約を締結しようとする場合にあっては、当該契約に係る旅行業務取扱主任者の氏名を書面に記載しなければならない。
- c．保証社員である旅行業者は、主催旅行契約を締結しようとするときは、当該旅行業者の弁済限度額を書面に記載しなければならない。
- d．旅行業者等が対価と引換えに、旅行者と契約しようとする旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合は、旅行者に取引条件の説明書面を交付しなくてもよい。

問12．法第12条の5（書面の交付）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．主催旅行契約を締結した場合であって、外務員が書面を交付する場合は、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地を書面に記載しなければならない。
- b．主催旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合であっても、当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付したとき及び旅行の相談に応ずる行為に係る旅行業務に関する契約を締結したときは、書面の交付を要しない。
- c．主催旅行契約を締結した場合にあっては、契約の申込方法及び契約の成立に関する事項について書面に記載しなければならない。
- d．主催者以外の者が主催者を代理して主催旅行契約を締結した場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号を書面に記載しなければならない。

- a. 旅行者等は、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者に、外務員の証明書を携帯させなければ、その者を外務員として業務に従事させてはならない。
- b. 旅行者代理業者の外務員の証明書は、その所属旅行者が発行しなければならない。
- c. 外務員の証明書は、国土交通省令により定められた様式により発行しなければならない。
- d. 外務員は、旅行者が悪意であったときを除き、その所属する旅行者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。

(ア) 旅行の目的地及び日程に関する事項

(イ) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項

(ウ) 旅行中の損害の補償に関する事項

(エ) 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項

- (ア) 旅行業者等の資力又は信用に関する事項
- (イ) 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- (ウ) 旅行中の旅行者の負担に関する事項
- (エ) 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項

- a. 旅行業者等は、営業所において、標識を公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- b. 旅行業者等以外の者は、国土交通省令で定める様式の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
- c. 旅行業者代理業者は、標識に所属旅行業者の登録番号及び氏名又は名称を記載しなければならない。
- d. 旅行業者等は、標識に、営業所の住所を記載しなければならない。

問17．旅程管理業務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をしなければならない。
- b．旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。
- c．旅行業者は、本邦外の旅行においても、契約の締結の前に旅行者に旅程管理のための措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合は、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなくてもよい。
- d．旅行業者は、本邦外の旅行について、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなければならない。

問18．禁止行為に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- (ア) 旅行業者等は、いかなる場合もその営業所において掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を収受してはならない。
 - (イ) 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
 - (ウ) 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を、いかなる場合も遅延させてはならない。
- a．(ア)(イ)
 - b．(ア)(イ)(ウ)
 - c．(ア)(ウ)
 - d．(イ)(ウ)

問19．主催旅行を実施する旅行業者の代理(受託契約)に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行業者代理業者は、自ら受託契約を締結することはできない。
- b．第3種旅行業者は、委託旅行業者になることはできない。
- c．受託旅行業者は書面により他の旅行業者と契約を交わすことにより、当該旅行業者に対し受託契約を再委託することができる。
- d．第2種旅行業者は、他の第2種旅行業者の受託旅行業者になることができる。

問20．旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者を誤認させるような表示をしてはならない。
- b．旅行業者代理業の登録は、その所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったときでも、当該所属旅行業者の登録が有効であれば、失効しない。
- c．旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
- d．旅行業者代理業者の所属旅行業者がその事業を廃止し、旅行業の登録を抹消されたときは、当該旅行業者代理業者の登録は失効する。

問21．次の記述のうち、国土交通大臣が旅行業者等に命ずることができる措置（業務改善命令）として定められていないものはどれか。

- a．旅行業務の取扱いの料金又は主催旅行に関し旅行者から収受する対価を変更すること。
- b．旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
- c．旅行業約款を変更すること。
- d．旅程管理業務を行う主任の者を解任すること。

問22．登録の取消し等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．国土交通大臣は、旅行業者等が旅行業法若しくは旅行業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、6箇月以内の期間を定めて当該旅行業者等の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- b．国土交通大臣は、旅行業者等が不正の手段により旅行業の登録を受けたときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。
- c．国土交通大臣は、旅行業者等が登録を受けてから6箇月以内に事業を開始せず、又は引き続き6箇月以上事業を行っていないと認めるときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。
- d．国土交通大臣は、旅行業者等が登録当時、旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、5年を経過していないことが判明したときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。

